

国内初の暗号資産自動両替機「BTM®」が誕生

～暗号資産を日本円に両替しその場で出金できる新サービス(特許取得済み)～

株式会社ガイア（本社：大阪府大阪市西区、代表取締役：小倉基宏）は2022年8月2日、ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、ライトコインの四つの暗号資産をその場で日本円へ両替して出金できる新たなサービスの運用を始めました。

遂に日本にも登場！

暗号資産を日本円に両替できる自動両替機

国内初!

**BTM®なら暗号資産を
その場で日本円に**

※BTM®は株式会社ガイアの登録商標です。

- ✔ 利用登録無料
- ✔ かんたん操作
- ✔ 安全安心のセキュリティ



※発明の名称：暗号資産両替システム、暗号資産両替方法および暗号資産両替プログラム



グローリー株式会社製の端末

その場で日本円に両替・出金

従来の暗号資産交換業者による取引では、アプリやサイト内で暗号資産を日本円に替えた後、利用者様の指定の銀行口座に入金し、その口座から出金する手順となり、即日出金できないのが現状です。ガイアのBTMでは、事前の利用登録を済ませれば、保有する暗号資産をその場で日本円に両替して出金することができます。

対象は四つの暗号資産

サービス開始時は下記の4種類の暗号資産を日本円に両替することができます。



ビットコイン
(BTC)



イーサリアム
(ETH)



ビットコインキャッシュ
(BCH)



ライトコイン
(LTC)

※取り扱い暗号資産は今後、変更する可能性があります。

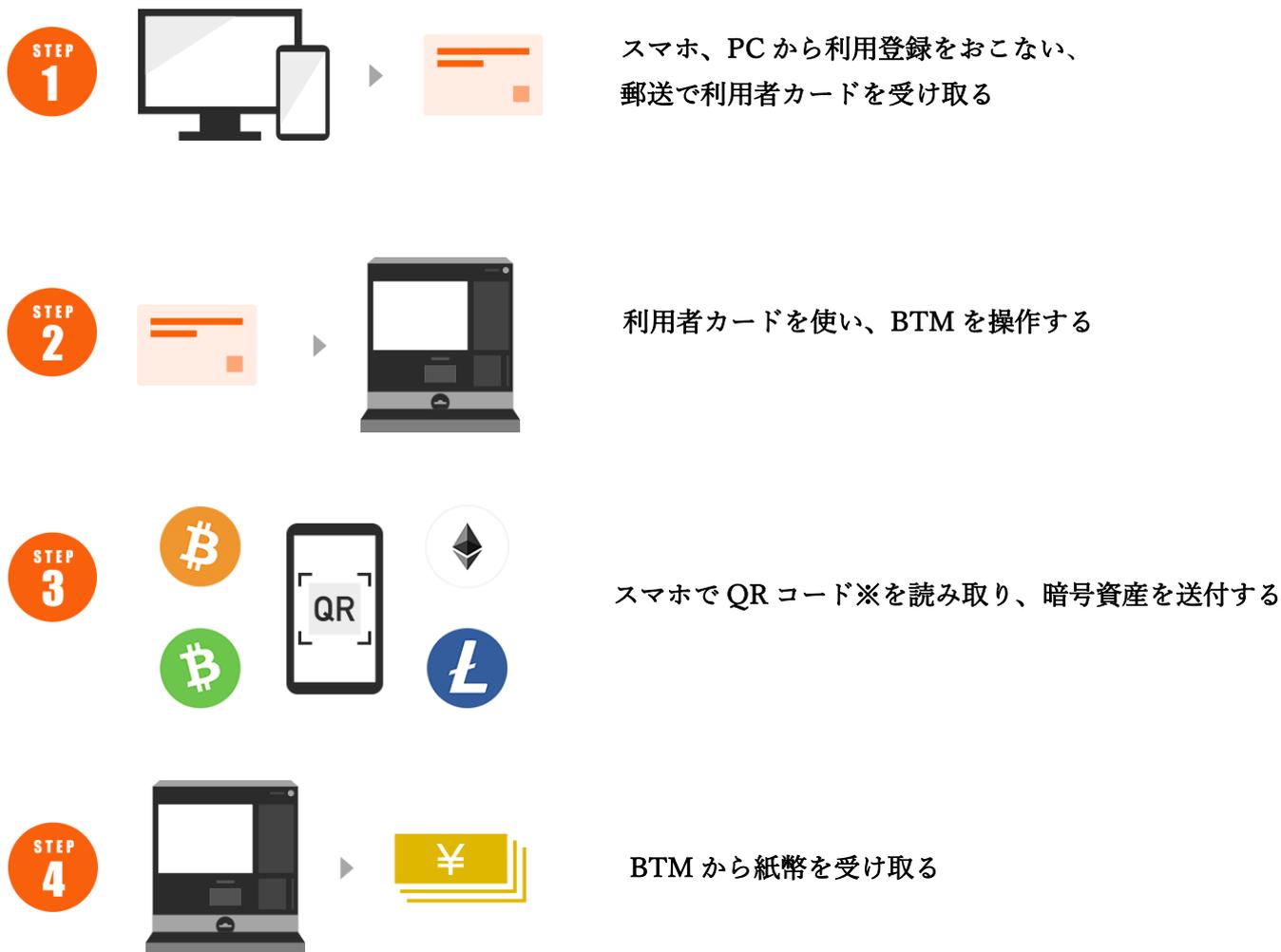
1,000 円単位で出金可能

両替希望金額を 1,000 円単位で、1 回あたり 10 万円まで出金できます。1 日あたりの上限は計 30 万円までです。(当社規定により、両替における上限回数および上限金額を設けております。)

不正・犯罪防止対策

利用者登録時の本人確認審査やカメラ画像および取引状況のモニタリングなどにより、不正・犯罪利用がないかをチェックする安全対策を講じています。

BTM 利用の流れ



【BTM についての詳細はこちら】 <https://gaia-btm-service.com/>

ガイアのビジョン

ガイアは「投資から日常に」をモットーに、暗号資産が皆様の生活に根付いた身近な存在になることを目指しています。

このたび、金融庁登録済みの暗号資産交換業者であるガイアが、国内で初めて BTM を設置するに至りました

が、海外では暗号資産自動両替機の設置台数は増えており 2022 年 7 月末時点で約 38,000 台が設置され、暗号資産自動両替機の需要が高まっているともいえます。特にアメリカではコンビニエンスストアなどに数多く設置されるようになり、利用者様にとっての利便性が高まっているほか、決済手段としても暗号資産が注目を集めています。

ただ、日本国内では暗号資産の認知度や関心が高まっているものの、過去に起きた流出事件などから、その安全性については不安を感じている方も少なくないのが現状ではないでしょうか。こうした状況もあることから、出金額に上限を設けたり、ご利用者様の登録時の厳格な本人確認審査やカメラ画像および取引状況のモニタリングなどさまざまな不正・犯罪防止対策を講じました。

これまで、クレジットカードや電子決済など新たな金融サービスが誕生した際も、当初は多くの方が不安に感じられたかもしれません。しかし、その安全性や利便性の向上に伴って利用者様も増え、サービスが定着してきたという経緯もあります。今後、BTM サービスを皆様により身近に感じてもらうことで、暗号資産も少しずつ根付いていくものと願っております。

BTM の設置場所

株式会社ガイア 大阪オフィス受付内

大阪府大阪市西区新町 1-28-3 四ツ橋グランスクエア 9F

※東京都内への BTM の設置場所およびサービス開始時期については改めて弊社 HP にてお知らせいたします。

会社概要

商号：株式会社ガイア

本社：大阪府大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 1 号 江戸堀センタービル 9F

代表者：小倉基宏(おぐら もとひろ)

設立：2007 年 12 月 25 日

会社 HP：<https://gaia-btm.com>

暗号資産交換業者登録番号：近畿財務局長 第 00004 号

加入協会：一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社ガイア 大阪オフィス

大阪府大阪市西区新町 1-28-3 四ツ橋グランスクエア 9F

電話番号：0800-808-0480

受付時間：10:00~17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

お問い合わせフォーム：<https://www.gaia-btm.com/support/>

◀暗号資産を利用する際の注意点▶

- ・暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・暗号資産の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- ・暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
- ・「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産を指します。

商号：株式会社ガイア

暗号資産交換業者登録番号：近畿財務局長 第00004号

加入協会：一般社団法人 日本暗号資産取引協会

※「特許第6894658号」「特許第6931951号」発明の名称：暗号資産両替システム、暗号資産両替方法および暗号資産両替プログラム

※ 弊社における「両替」とは、ご利用者様の暗号資産を買い取り、日本円(紙幣のみ)に換金(払い出し)することをいいます。

※「国内初」とは、「金融庁登録済みの暗号資産交換業者による暗号資産自動両替機」として、2022年8月自社調べ

※ BTM®は株式会社ガイアの登録商標です。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ 海外の暗号資産自動両替機の設置台数については、出典元をご参照ください。

<https://coinatmradar.com/bitcoin-atm-map>(これより外部サイトに移ります。当社が運営するページではありません)